

お知らせ

平成27年8月5日
九州電力株式会社

川内原子力発電所1号機の高経年化対策に係る 原子炉施設保安規定の変更認可について

当社は、平成25年12月に川内1号機について、原子炉等規制法に基づき30年目の高経年化技術評価を行い、その内容を反映した原子炉施設保安規定の変更認可を原子力規制委員会に申請し、審査を受けてきました。

本日、審査が終了し、同委員会より保安規定変更の認可を受けましたのでお知らせします。

当社は、川内2号機についても、引き続き原子炉施設保安規定変更認可の審査に、真摯かつ丁寧に対応してまいります。

【高経年化技術評価】

- ・原子炉等規制法に基づき、原子力発電所の運転を開始した日以降、30年を経過するにあたり、経年劣化に関する技術的な評価を行い、その結果に基づき、今後10年間に実施すべき長期保守管理方針を原子炉施設保安規定に定めるもの。

以上